

# 平成25年度 社会福祉法人 府中市社会福祉協議会 事業計画

## I 基本方針

府中市社会福祉協議会は、地域福祉を推進する中核的団体として「みんながささえあう福祉のまちづくり」の実現のために、地域住民や諸団体の参加と協力、協働による多様な福祉活動及び福祉サービスの一層の推進を図ることが大きな役割となっています。

本年度は、当協議会が昭和38年10月に設立されて以来、50周年を迎える節目の年となることから、府中市社会福祉協議会設立50周年記念事業（記念誌の発行、記念式典の開催、冠事業の実施）を実施します。また、市民・団体・企業・事業所等、民間の立場から地域福祉推進の方向性を明らかにするために策定した、ふちゅう大好き！ささえあいプラン第2次地域福祉活動計画（後期計画—平成24年度から26年度まで）を引続き全力で推進するとともに、平成25年度より第3次地域福祉活動計画（計画期間—平成27年度から平成32年度まで）に着手します。

府中市からの事業費補助金等の減額や自主財源の減少に伴い、社会福祉協議会の財政運営が非常に厳しい状況にあることから、社会福祉法人府中市社会福祉協議会緊急財政改善3ヶ年計画（平成24年度から平成26年度まで）の2年目として、役職員が一丸となって財政の健全化を進めてまいります。

運営にあたっては、地域に開かれた組織として、住民参加のための支援を徹底し、運営の透明性と中立性、公平性の確保を図るとともに、すべての役職員は、関係法令、規範、倫理を遵守するとともに、福祉サービスの利用者に対しては、親切、丁寧、分かりやすい説明に努めてまいります。また、情報公開や説明責任を果たすとともに、福祉サービスにおいては、より高度な専門性を高めた業務の遂行と事業評価を適切に行い効果的かつ効率的な経営を行ってまいります。

平成25年度の事業の推進にあたっては、府中市をはじめ府中市自治会連合会、府中市民生委員児童委員協議会などの各種機関、団体とより一層連携を深め、地域福祉が着実に前進するよう以下を基本方針の柱として取組んでまいります。

### 1 府中市社会福祉協議会設立50周年記念事業の実施

当協議会は、昭和38年10月に設立され、平成25年度に設立50周年を迎えることから、これを祝すため、記念事業（記念誌の発行、記念式典の開催、冠事業の実施）を実施する。

### 2 地域福祉活動計画の推進

市民・団体・企業・事業所等、民間の立場から地域福祉推進の方向性を明らかにするために策定した「ふちゅう大好き！ささえあいプラン第2次地域福祉活動計画」（後期計画—平成24年度から平成26年度まで）を引続き全力で推進するとともに、平成25年度より第3次地域福祉活動計画（計画期間—平成27年度から平成32年度まで）に着手する。

### 3 府中市社会福祉協議会緊急財政改善3ヶ年計画の推進

府中市からの事業費補助金等の減額やその不足分を補てんするため自主財源が減少するなど、当協議会の財政運営が非常に厳しい状況にあることから、緊急財政改善3ヶ年計画（平成24年度から平成26年度まで）の2年目として、役職員が一丸となって財政の健全化を進める。

#### 4 障害者雇用の推進

障害者雇用促進法が平成22年7月に改正され、当協議会にも、障害者の雇用が義務付けられたことから、法令に定められた障害者雇用を進める。

#### 5 新福祉協力員会の設置

会員組織及び地域福祉活動を拡大するため、平成24年度に設置した職員による「会員制度検討会議」の検討結果に基づき、会員の増加と会費の増収に努める。また、自治会等の協力を得て、新たな福祉活動推進地区の設置や福祉協力員の増員を図るとともに、「新福祉協力員会」を設置し、全市的に福祉協力員の組織化を進める。

#### 6 有償在宅福祉サービス事業の充実

介護保険では補えない生活援助サービスなどの充実がより一層求められていることから、平成24年度に実施した「在宅福祉サービスに関するアンケート調査報告書」に基づき事業の見直しをするとともに、協力会員の増員を図り、関係機関との連携強化と協力会員の介護技術等の向上に努める。

#### 7 地域福祉コーディネーター設置の下地づくり

自治会で自主的に行われているさまざまな福祉活動やボランティア活動を支援するとともに、自治会やボランティア団体、関係機関等が連携し、身近な地域で住民同士が見守り、支えあう「小地域ネットワーク」を進める。地域福祉コーディネーター設置に向けて下地をつくる。

#### 8 府中市社会福祉協議会「は～もにい」の運営

障害のある方の社会参加と自立を助長するため、市民との交流の場及び就業の場として事業を推進し、障害者福祉の啓発を図る。

#### 9 介護保険等事業の実施

各種法令等を遵守した事業を行うとともに、採算状況やサービス提供状況を把握し、適切な判断に基づいた効果的・効率的な事業を実施する。

#### 10 権利擁護センターふちゅうの充実強化

認知症や知的障害、精神障害などで判断能力が充分でない市民や、年を重ねることで生活に不安のある市民が、安心して住みなれた地域で生活を送ることができるように、地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）等や市民後見人養成事業の充実強化に努める。また、入院時の手続きや入院時の身のまわりの手伝い等を行う「あんしん支援事業」を実施する。

#### 11 指定管理者制度に基づく管理運営事業の充実

府中市立ふれあい会館、府中市立しみずがおか高齢者在宅サービスセンター、府中市立心身障害者福祉センターの3施設において、引き続き利用者に対するサービスの向上とコストの削減等に取り組む。また、平成25年4月から「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」が施行されるのに伴い、府

中市立心身障害者福祉センター等において、改正法令等を遵守した事業を実施する。

## 12 生活福祉資金貸付制度等の実施

低所得世帯や障害者世帯、高齢者世帯を対象に福祉資金、教育支援資金、緊急小口資金の貸付を行う。また、失業等により生計の維持が困難となった世帯に対し、世帯の自立を支援する総合支援資金及び高齢者世帯等を対象とした不動産担保型生活資金の貸付を行い、東京都社会福祉協議会等と連携し対象者の支援に努める。なお、引き続き、東日本大震災により被災された低所得世帯の方々に、当面の生活に必要な経費等の貸付を行う。

## II 法人運営

### 1 法人運営

#### (1) 役員会等

府中市社会福祉協議会は、地域福祉を推進する中核的団体として、地域に開かれた組織体制を確立するため、社会福祉、保健衛生その他関連ある公私関係者の参加や協働による法人運営を行う。

#### ア 理事会

法人の運営及び事業計画、会計予算等の決定及び事業を推進する。

#### イ 評議員会

法人の予算、決算、事業計画及び事業報告等を議決する。

#### ウ 監査

理事の業務執行の状況及び法人財産の状況の監査を行う。

#### エ 第三者委員

苦情の受付や苦情申出人と苦情解決責任者との話し合いへの立合い、助言や解決案の調整を行う。

#### オ 情報公開審査会

文書の不開示決定等に対する異議申出の調査審議を行う。

#### カ 個人情報保護審査会

個人情報の開示等請求の不承認等決定に対する異議申出の調査審議を行う。

#### キ 広報編集委員会

広報紙「ふちゅうの福祉」の企画、編集等を行う。

#### ク まちづくり推進委員会

ふちゅう大好き！ささえあいプラン 第2次地域福祉活動計画推進のための協議等を行う。

#### ケ ボランティアセンター運営委員会

ボランティアセンターの円滑な運営とボランティア・市民活動の推進を図るため検討する。

#### コ は～もにい運営委員会

は～もにいの運営方針及び事業に関して検討する。

サ 保健福祉人材育成センター運営委員会

保健福祉人材育成センターの運営方針及び保健福祉の人材育成を総合的に実施するため検討する。

シ 権利擁護センターふちゅう運営委員会

権利擁護センター事業の運営方針の検討及び事業に関する指導・助言等を行う。

ス 権利擁護センターふちゅう事例検討会

成年後見制度等の支援に係る事例及び制度活用に関する仕組み等を検討する。

セ 法人後見受任検討委員会

法人後見に関する基準や仕組み及び法人後見受任を検討する。

ソ 市民後見人推薦委員会

権利擁護センターふちゅう事例検討会で検討され、市民後見人がふさわしいと判断された事案について、市民後見人候補者の選考及び推薦を行う。

タ 心身障害者福祉センター運営委員会

心身障害者福祉センターの管理運営及び事業計画等に関して当協議会に意見具申等を行う。

(2) 事務局組織

ア 法令に定められた障害者雇用を進める。

イ 地域の課題やニーズを発見し、受け止め、地域の資源（情報、人、関係機関、場所など）をつなぎ、地域での生活を支えるための人材として、地域福祉コーディネーターの必要性が求められていることから、設置に向けて下地をつくる。

ウ 質の高いサービス提供に向けて、東京都社会福祉協議会や関係機関が実施する研修会等に参加するとともに、内部研修を実施し、職員の基本的・専門的能力の向上に努める。

### Ⅲ 事業計画

#### 1 基本事業

(1) 調査・研究・企画

ア 効率的な組織や事業経営を行うため、各種委員会等を開催するなど調査研究等を行う。

イ ふちゅう大好き！ささえあいプラン 第2次地域福祉活動計画及び府中市社会福祉協議会発展・強化計画の後期計画を進めるとともに、第3次地域福祉活動計画の策定に着手する。

ウ 府中市社会福祉協議会設立50周年（平成25年度）に向けて、職員による準備委員会において検討する。

エ 指定管理者制度の再指定に向けての方向性を明らかにするため、職員による指定管理者研究会において研究を進める。

## (2) 連絡調整

ア 地域社会の福祉向上のため、各関係機関・団体、施設、NPO法人等との交流を深め、ネットワークづくりを推進する。

イ 府中市居宅介護支援事業者連絡会の事務局として運営に協力する。

## (3) 普及宣伝

ア 当協議会の活動が市民の方々に理解されるよう広報紙「ふちゅうの福祉」を隔月に発行するとともに、府中市社会福祉協議会のしおり、パンフレット等を作成し配布する。また、各種行事を通してPRに努める。

イ 府中市及び報道機関の協力を得て、地域福祉への関心を高めるとともに、市民の福祉活動への参加意欲の啓発に努める。

ウ ホームページによる福祉関係情報の提供及び収集をする。

## (4) 組織強化

ア 府中市社会福祉協議会設立50周年記念事業（記念誌の発行、記念式典の開催、冠事業の実施）を実施する。

イ 自治会等との協働により、福祉活動推進地区を増設し、福祉協力員の増員を図るとともに、会員数の拡充に努める。また、「新福祉協力員会」を設置し、全市的に福祉協力員の組織化を進める。

## (5) 情報公開

運営の透明性、中立性及び公平性の確保を図るため情報公開に努める。

## (6) 苦情解決

提供する福祉サービスについて、利用者等からの苦情の適切な解決に努める。

## (7) 招待事業等の調整

他団体からの招待事業について、福祉関係団体等へ周知するとともに参加者の取りまとめなどの連絡調整をする。

## (8) 後援・協賛

福祉に寄与することを目的に実施する団体等の活動に対して、後援・協賛を行う。

## 2 助成事業

### (1) 助成事業

#### ア 福祉団体等助成事業

市内の青少年・高齢者・障害者・その他諸団体等に活動運営費の一部を助成する。

#### イ 福祉活動推進地区等助成事業

福祉活動推進地区（自治会等）等が行う福祉活動の立ち上げ支援として、活動費の一部を助成する。

## 3 地域福祉事業

### (1) 児童福祉事業

ア 保育園園外行事助成事業

私立保育園児の園外行事助成事業として、芋畑を借上げ自然に親しむ機会を提供する。

(2) 高齢者福祉事業

ア 敬老マッサージ事業

敬老週間行事として、府中市はり灸マッサージ師会、大國魂神社及びボランティアの協力により、75歳以上の方にマッサージの無料サービスをする。

イ おはようふれあい事業

70歳以上の病弱な一人暮らしの方に、乳酸菌飲料を届けながら声かけを行い、安否を確認する。

ウ ミニ会食会事業

在宅の70歳以上の一人暮らしの方を対象に、ボランティアによる手づくりの食事会を開催し、高齢者の社会参加といきがいつくりを行う。

エ 民間賃貸住宅あつ旋事業

住宅に困窮する高齢者世帯及び心身に障害のある方がいる世帯に、東京都宅地建物取引業協会府中稲城支部の協力により民間の賃貸住宅をあつ旋する。

オ 居住保証事業

住宅に困窮する高齢者世帯及び心身に障害のある方がいる世帯に、賃貸借契約に係る保証人が得られない場合、当協議会が保証人となる。

(3) 心身障害者福祉事業

ア 配食サービス事業

福祉施設等に在籍している一人暮らしの心身に障害のある方又は心身に障害のある方のみの世帯で、公的な食事サービス等の利用ができない方に、ボランティアによる配食サービスをする。

(4) 一人親家庭福祉事業

ア 一人親家庭休養事業

一人親家庭の方に親子のふれあいと親同士の親睦を図る機会を提供するとともに、事業を通してボランティアの育成を行う。

(5) 生活等支援事業

ア ハンディキャブ貸出事業

高齢者や身体に障害のある方で、車いすを使用している方や福祉関係団体等にハンディキャブ（車いす専用輸送車）の貸出しをする。

イ 福祉有償運送事業

高齢者や身体に障害のある方で、車いすを使用していることなどにより、公共交通機関を利用することが困難な方に運転協力者がハンディキャブ等で移送する。

ウ バス利用助成事業

エ 車いす貸出事業

身体に障害のある方や自治会等が福祉増進及び啓発のための行事等に使用する場合、無料で車いすの貸出しをする。

オ 火災見舞金等支給事業

火災等の災害を受けた被災者又はその遺族に対して被災状況に応じ、見舞金、弔慰金を贈る。

カ 福祉機器等リサイクル事業

紙おむつや車いすなどの不必要となった福祉機器等をリサイクルし、必要とする方に情報を提供する。

キ 緊急援護事業

事情により、帰宅に要する交通費の援護を求める生活困窮者に府中市福祉事務所を通じて緊急援護費を支給する。

ク テントの貸出

自治会や福祉団体、ボランティアグループ等が開催する福祉関係行事などにテントの貸出しをする。

(6) 福祉まつり事業

ア 福祉まつりの開催

市民に広く地域福祉への参加を呼びかけ、理解を深める機会を設けるとともに、福祉団体・施設等の活動PRを行うことにより団体等の交流を図ることを目的に福祉まつりを開催する。

(7) 歳末たすけあい運動事業

ア 歳末たすけあい運動

市民や自治会、各種団体等の協力による歳末たすけあい運動を実施する。

イ 歳末たすけあい見舞金の贈呈

低所得世帯に歳末たすけあい募金見舞金を贈る。

4 有償在宅福祉サービス事業

(1) 有償在宅福祉サービス事業

高齢者や心身に障害のある方などが自立した生活を送れるよう住民参加型による相互扶助（利用会員・協力会員・賛助会員）の精神を生かした生活援助及び介護支援サービス等を行う。

ア 生活・健康相談事業

市民及び利用会員を対象に高齢者等の在宅福祉に関する生活、健康相談事業（一般相談事業、訪問相談）を実施する。

イ 生活援助サービス事業

軽易な介護を必要とする利用会員を対象に協力会員が生活援助サービス（掃除・洗濯・買い物・食事づくり等）をする。

ウ 介護支援サービス事業

常に介護を必要とする利用会員を対象に協力会員が介護支援サービス（食事・移動介助等）をする。

エ 家庭支援サービス事業

利用会員を対象に協力会員が家庭支援サービス（犬の散歩・花木の水やり等）をする。

オ 生きがいつくり事業

利用会員を対象に協力会員が生きがいつくり事業（パソコンくらぶ・料理くらぶ等）を実施する。

カ 食事サービス事業

利用会員を対象に業者による昼夜の食事サービスを毎日行う。

キ 生活支援サービス事業

利用会員を対象に生活支援（金銭管理等）サービスをする。

ク 市民啓発推進事業

利用会員及び協力会員等へ広報紙等により情報を提供する。

ケ 養成研修等事業

協力会員の技能向上を図るため基礎研修やレベルアップ研修等を実施する。

5 ふれあいのまちづくり事業

(1) ふれあいのまちづくり事業

地域のネットワークの形成など、住民が積極的に参加するサービスの提供が効率的、総合的に提供される体制づくりを推進する。

ア まちづくり推進委員会の運営

住民参加・協働によるふちゅう大好き！ささえあいプラン 第2次地域福祉活動計画を推進するため、社会福祉関係団体・施設・機関及び行政・学校・商工関係者、ボランティア代表等で組織する「まちづくり推進委員会」において協議するとともに、平成25年度より第3次地域福祉活動計画（計画期間—平成27年度から平成32年度まで）に着手する。

イ 小地域ネットワークづくり事業

自治会等と連携し、福祉課題の発見や課題解決を行うとともに、地域での「見守り、ささえあう」活動を推進する。

(ア) 普及宣伝

ふれあいのまちづくり事業の理解と活動への参加を促進するため、各種パンフレット（講座や体験学習等）による普及宣伝をする。

(イ) 連絡調整

小地域ネットワークを推進するため、各種の地域団体との連絡調整や相談を実施するとともに、自主活動を支援する。

(ウ) 地域別連絡会の開催

小地域懇談会の開催に向けて、地域の世話人による連絡会を開催し、懇談会の企画及び役割等を協議する。

(エ) 小地域懇談会の開催

福祉についての理解と住民相互の見守り、ささえあい活動を推進するため地域



の世話人と連携し、住民や関係者との懇談会を開催する。

ウ 地域サロン活動の支援

地域の見守り、ささえあい活動として行っている「地域サロン」の普及及び設置を進めるため、相談支援活動をする。

エ ふれあい福祉センター運営事業

市民が気軽に何でも相談できる福祉相談窓口を運営する。

(ア) 相談業務

ふれあい福祉相談室において、専門機関との連携により、電話相談・訪問相談等を行うとともに、情報を収集及び提供する。

(イ) 情報提供

家族介護者のための情報紙「ほっとめ〜る」の発行を通じて介護情報等を提供する。

## 6 ボランティア活動推進事業

### (1) ボランティア活動推進事業

ボランティア活動やNPO団体等の市民活動を支援するため府中ボランティアセンターを運営する。

ア 夢バンク（人材活性化事業）

団塊世代を中心としたさまざまな人材を活用するため、技術や趣味などをもっている方にボランティアとして登録してもらい、それらを活用したい市内の施設や団体・企業等を結びつける「夢バンク」を推進する。

(ア) 普及宣伝

夢バンクの普及を図るため、各種パンフレットの作成及び各種行事等を通じて普及宣伝活動をする。

(イ) 相談支援事業

ボランティア活動をしたい方と必要とする方及びNPO団体等の市民活動団体や企業などから相談を受け、助言、援助、連絡調整などを行う。

(ウ) 交流事業

地域における市民等の自主的な活動を促進するため、市民等によるさまざまな交流の場づくりや仲間づくり等を進めるため各種支援をする。

(エ) 懇談会の開催

ボランティアが円滑に活動できるよう受入れ施設等との懇談会を開催する。

(オ) ボランティアへの活動支援

登録ボランティアの名簿及び活動状況の管理やボランティア活動に対する実態調査を実施し、ボランティアが円滑に活動できるよう需給調整等の支援を行う。

(カ) ボランティア団体等への活動支援

ボランティア団体、NPO団体及び市民活動団体等に対し、ボランティア活動に関する情報の提供や活動助成等の支援を行う。

(キ) NPO・市民活動団体等との連絡会の開催

情報交換や交流を通して、各団体間の連携を深めるための連絡会を開催する。

イ 市民啓発推進事業

(ア) 情報の提供

各種パンフレットの配布やボランティアセンターニュースの発行、ホームページ等を通じ、情報を提供する。

(イ) 各種行事での普及宣伝活動

各種行事等へ積極的に参加し、ボランティア活動を普及宣伝する。

ウ 養成研修事業

(ア) ボランティア講座の開催

新たにボランティアを始めたい方のための各種入門講座やボランティア経験のある方やボランティア活動を継続的に行っている方などを対象にボランティアリーダー研修や朗読ボランティア研修会などの専門講座等を開催する。

(イ) ボランティア体験の開催

小学生と保護者・中学生・高校生・大学生などや市民を対象に夏のボランティア体験、一日ボランティア体験を開催するなど体験学習による福祉の理解やボランティア活動のきっかけづくりの場を提供する。

(ウ) 福祉教育の推進

a 福祉教育を推進するために、市内の小学校・中学校・高校を対象に「児童生徒のボランティア活動普及事業協力校」の指定をし、活動の助成をするとともに学校との連携のもとに連絡会や活動紹介展を開催する。

b 小学校・中学校の教員に対する研修会や高等学校関係者の情報の共有化を図るための講座等を開催する。

c 出張ボランティア教室を実施し、学校や企業、自治会等の団体が行う福祉活動を支援し、地域福祉活動を推進する。

(エ) 災害支援ボランティア（防災ボランティア）の推進

各関係機関と連携し、研修や訓練を実施し、災害支援ボランティアの育成に努める。

エ ボランティアの組織化事業

(ア) ボランティアセンター運営委員会の設置

ボランティアセンターの円滑な運営とボランティア・市民活動の推進を図るため、検討を行う。

(イ) ボランティア連絡会の開催

各ボランティア団体のリーダーが参加し、情報交換や交流を通して、各団体間の連携を深めるための連絡会を開催する

オ ボランティアセンターの活動基盤整備

(ア) 活動の場の提供及び機材の貸出

ボランティア団体等の活動を支援するため、ボランティア活動室の提供及び印刷機等の貸出しをする。

(イ) ボランティア保険の加入

ボランティアが安心して活動ができるようボランティア保険、行事保険の加入手続きをする。

(ウ) 使用済切手の収集

市民や企業などから収集した使用済切手をボランティアにより整理し、地域活動や福祉施設の支援等に活用する。

## 7 は～もにい運営事業

(1) 府中市社会福祉協議会は～もにい運営事業

障害のある方の社会参加と自立を助長するため、市民との交流の場及び就業の場として事業を推進するとともに、市内福祉施設等の作品販売を通じ、社会参加の促進及び障害者福祉の啓発を図ります。また、福祉サービス第三者評価を受審し、サービスの質の向上に取り組みます。

ア 喫茶コーナーの運営

飲料及び軽食等を販売する。

イ 販売コーナーの運営

市内福祉施設等の自主製品の販売とPRを実施する。

ウ 御休み処の運営

飲料及び軽食等を販売する。

## 8 介護保険等事業

(1) 居宅介護（予防）支援事業

市内に居住する介護保険法の要介護（要支援）認定者に居宅介護（予防）支援計画の作成をはじめ、事業者との連絡調整及び給付管理等の居宅介護（予防）支援事業（ケアプランの作成）を実施する。

(2) 訪問介護事業

ア 訪問介護事業

市内に居住する介護保険法の要介護認定者に訪問介護員（ホームヘルパー）を派遣し、身体介護・生活援助等のサービスを提供する。

イ 予防訪問介護事業

市内に居住する介護保険法の要支援認定者に介護予防の観点から訪問介護員（ホームヘルパー）を派遣し、生活援助等のサービスを提供する。

(3) 障害福祉サービス事業

ア 障害者等居宅介護事業

市内に居住する障害者総合支援法の受給決定者を対象に、住みなれた地域で在宅生活が続けられるよう居宅介護を行うホームヘルパーを派遣し、身体介護・家事援助等のサービスを提供する。

イ 府中市地域生活支援「移動支援」事業

外出が困難な障害者を対象に移動支援（ガイドヘルプサービス）を行う。

ウ 同行援護事業

外出が困難な視覚障害者児を対象に移動支援（ガイドヘルプサービス）を行う。

(4) さわやかサービス事業

介護保険法で定める訪問介護及び障害者総合支援法の障害福祉サービス事業において、適用外となるサービスや不足するサービス等、生活全般にわたる援助を行う。

## 9 受託事業

(1) 受託事業

ア 身体障害者福祉電話使用料助成事業

18歳以上の身体に障害のある方などに、電話の基本料金と月60通話分の使用料を助成する。

イ 府中市保健福祉人材育成センター運営事業

多様化する保健福祉の需要に対応できる人材の育成と保健福祉関係者の質的向上及び連携を図るための研修等を実施する。

(ア) 運営委員会の運営

運営方針及び保健福祉の人材育成を総合的に実施するため社会福祉関係施設・団体及び行政関係者等で組織する「府中市保健福祉人材育成センター運営委員会」において協議等を行う。

(イ) 各種養成研修の実施

地域福祉ファシリテーター養成研修、同行援護従業者養成研修、介護技術実技研修及び精神保健福祉研修等を実施する。

(ウ) 養成研修修了者の名簿作成及び管理を行う。

(エ) 登録者の現況調査を行う。

(オ) 研修を希望する市民及び保健福祉関係者等に対する相談及び情報を提供する。

ウ 権利擁護センターふちゅう運営事業

権利擁護センターふちゅう運営委員会の助言指導を受けて、地域福祉権利擁護事業、府中市福祉サービス利用者総合支援事業及び府中市権利擁護センター事業等を包括する権利擁護センターふちゅうを運営する。

(ア) 地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）

福祉サービス利用援助契約に基づき、判断能力が不十分な高齢者、障害のある方及び老後に不安のある方を対象に福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理サービス等を行う。

(イ) 府中市福祉サービス利用者総合支援事業

a 福祉サービス利用支援、苦情相談、成年後見制度利用相談等の専門相談事業を実施するとともに、成年後見制度の利用が適切にできるよう支援する。

b 高齢者及び身体に障害のある方を対象に府中市福祉サービス利用援助事業

を実施する。

- c 弁護士による「ふくし法律相談」及び苦情対応（調整）を行う。
- d 成年後見制度の利用相談を行う。
- e 講演会等の主催や各団体・機関が主催する学習会等への職員派遣を通して成年後見制度の普及啓発に努める。

(ウ) 府中市権利擁護センター事業

- a 成年後見制度の利用を支援する。
- b 親族及び市長の成年後見申立てを支援する。
- c 後見人等支援会議などを通して、成年後見人等を支援する。
- d 地域包括支援センターや障害者相談機関等との連携強化に努める。
- e 権利擁護センターふちゅう事例検討会・市民後見人推薦委員会を運営する。
- f 府中市市民後見人養成事業を実施する。
- g 講演会的主催や関係機関・団体の学習会に講師として職員を派遣する。

(エ) 法定後見事業（法人独自事業）

- a 法人として成年後見人等を受任することがふさわしいと判断される場合は、受任する。
- b 市民後見人が選任された場合、市民後見人の支援を目的に後見監督人を受任する。
- c 法人後見受任検討委員会を運営する。

(オ) 権利擁護基金による助成事業（法人独自事業）

公的な支援を受けられない市民に対して、成年後見制度申立て費用及び後見人等の報酬の助成及び地域福祉権利擁護事業利用料を助成する。また、市民後見人の育成・支援・報酬の助成事業を行う。

(カ) あんしん支援事業（法人独自事業）

判断能力があり一定の資力基準を満たした方を対象に、入退院時の手続きや入院時の身のまわりの手伝い、体調不良時の金銭管理、また、万が一亡くなった場合の葬儀埋葬までの事務手続き等を実施する。

(キ) 成年後見人地域支援事業（法人独自事業）

成年被後見人が地域生活を継続するため、成年後見人と当協議会が契約している地域福祉権利擁護事業の支援に困難が生じた場合、東京都社会福祉協議会の地域福祉権利擁護事業契約締結審査会及び権利擁護センターふちゅう事例検討会の意見をもとに当協議会が成年後見人と契約し、福祉サービスの利用支援及び日常的な金銭管理サービスを行う。

エ 福祉活動推進支援事業

オ 地域包括支援センター推進事業

市内に設置されている地域包括支援センターの充実に必要な地域包括支援ネットワークの構築を図るための事業を実施する。

(ア) 情報収集・提供

府中市高齢者支援課と協力し、地域包括支援センターパンフレットを作成する。

(イ) 高齢者自立支援住宅改修研修の開催

高齢者向け住宅の増改築に関する相談助言及び地域包括支援センター等の住宅改修担当職員と住宅改修事業者を対象とした研修を行う。

(ウ) 認知症普及啓発事業

家族介護者等を対象に、認知症の理解と適切な介護及び認知症の方やその家族をささえる地域づくりについて普及啓発する。

a 認知症の人と家族をささえる地域づくりを普及啓発するタウンミーティングを実施する。

b 府中版「未来ノート～私の生き方整理帳～」を普及啓発する。

c 認知症の人とその家族をささえるための、「介護者の会」及びその会の活動をサポートする「介護者応援ボランティア」の立ち上げ及び運営を支援する。

(エ) 情報システムの管理

府中市地域包括支援センターシステムの管理を行う。

(オ) 福祉機器展示相談等事業

福祉機器の展示や利用相談と普及及び一部販売や業者への仲介業務を行う。

(カ) 生活後退者支援事業

生活する上で、衣食住などに支障がある高齢者等の生活後退者を支援する。

カ 地域包括支援センターしみずがおか業務運営

保健師等、社会福祉士、主任介護支援専門員を配置し、公正・中立な24時間の相談体制で、財団法人長寿社会開発センター発行の地域包括支援センター業務マニュアル等にそって、次の業務及び事業を行う。

(ア) 総合相談・支援業務

要介護高齢者等及びその家族等からの各種相談に対し、電話面接及び訪問等により指導、助言を行う。

(イ) 権利擁護業務

高齢者虐待の防止、消費者被害の防止、成年後見制度利用支援については、府中市及び関係機関と連携調整し、高齢者の権利が侵害されることのないように努める。

(ウ) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

居宅介護支援事業者及び介護支援専門員より援助の依頼に適切に対応するとともに、担当地区ケア会議を開催し、要介護高齢者等への適切なサービス提供と介護予防・生活支援のケアシステムづくりを行う。

(エ) 介護予防ケアマネジメント業務

a 指定介護予防支援事業（介護予防プラン等の作成）

b 介護予防コーディネート事業（介護予防教室の調整）

c 地域デイサービスのアセスメント及び再アセスメント業務

(オ) 地域包括支援ネットワークの構築

地域支援ネットワーク事業（地域支援連絡会の開催、府中市認知症サポーターの養成等）、家族介護者懇談会等の開催及び災害時要介護者支援業務を行う。

(カ) 介護の申請代行等利用者の利便を図るとともに、住宅改修等への助言や助成申請の理由書の作成、緊急通報システム等の申請代行や調査書の作成を行う。

(キ) 府中市介護保険要介護認定調査事業  
更新及び区分変更申請に伴う認定調査を行う。

(ク) ひとり暮らし高齢者等地域支援事業  
地域での見守り等の援助が必要な者又はその家族に対して、地域社会との関係構築の機会を提供するとともに、要援護者を支援する住民団体施設関係者等を支援し、もって相互の信頼関係を醸成する。

キ 府中市高齢者住宅管理業務

高齢者住宅に居住する高齢者が安心安全な生活が営めるよう住宅の維持管理等を行う。

ク 府中市住宅支援給付事業

離職により住居を喪失又はそのおそれのある方に、住宅手当を支給するとともに、就労機会の確保に向けて支援する。

ケ 府中市障害者就労支援施設就労訓練事業

(ア) 就労訓練

障害のある方に就労に必要なマナー、接客能力、基礎体力等を習得するための就労訓練を行う。

(イ) 施設管理業務

障害者就労支援施設「御休み処」の施設、設備及び物品の保守並びに維持管理に関する業務を行う。

コ 認知症見守り等支援事業

認知症傾向の症状により日常生活を営むことに支障がある方（有償在宅福祉サービス事業利用会員）に、在宅生活の安定及び向上並びに介護している家族の身体的及び精神的な負担の軽減を図るため、対象者の見守り、話し相手及び散歩の付き添いを行う。

## 10 指定管理者制度に基づく管理運営事業

(1) 指定管理者制度に基づく管理運営事業

ア 府中市立ふれあい会館管理運営事業

(ア) 会議室等施設の貸出

市民及び市内の各種団体が実施する自主的な福祉活動の場を提供することにより、市民の福祉増進が図れるよう会議室等施設の貸出しを行う。

(イ) 施設管理業務

会館の施設、設備及び物品の保守並びに維持管理に関する業務を行う。

イ 府中市立しみずがおか高齢者在宅サービスセンター管理運営事業

介護保険事業及び市受託事業を基本に、当協議会が設置を検討している地域福祉コーディネーターを視野にいたしたボランティア入門講座の開催や地域に密着した市

民活動の支援を行う。

また、地域のニーズ調査を実施し、ひとり暮らし高齢者等組織化事業等の検討及び保健福祉人材育成センターと連携した福祉保健の専門職の養成・支援（講習）を行う。

(ア) 通所介護事業

要介護高齢者を対象に、可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、通所による日常生活上の支援や生活行為向上のための支援を行う。

(イ) 介護予防通所介護事業

要支援高齢者を対象に、可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、通所による日常生活上の支援や生活行為向上のための支援を行う。

(ウ) 認知症対応型通所介護事業

認知症等の要介護高齢者を対象に、地域社会で可能な限り、孤立を予防し、その居宅において最大限の能力を活かし、日常生活を過ごすための支援を行う。また、利用者や家族との絆を大切にするため、専属のデイルーム及び職員を配置する。

(エ) 介護予防認知症対応型通所介護事業

認知症等の要支援高齢者を対象に、地域社会で可能な限り、孤立を予防し、その居宅において最大限の能力を活かし、日常生活を過ごすための支援を行う。また、利用者や家族との絆を大切にするため、専属のデイルーム及び職員を配置する。

(オ) 自立支援入浴サービス事業

住宅環境等により自宅で入浴困難であり、介護保険で対応できない高齢者を対象に入浴サービスを行う。

(カ) 施設管理業務

中・長期の施設改善計画の策定を行うとともに、施設管理委託業者との綿密な連携による効率的な運営を行う。

(キ) 食の自立支援事業（市委託事業）

身体的又は精神的機能低下により安否確認の必要性の高いと判断された高齢者の居宅へ定められた期間、安否確認を行いながら夕食を提供する。

(ク) 外出支援事業

(ケ) 地域デイサービス事業（市委託事業）

介護保険を使っていない高齢者が週一回集まり、体操や茶話会を行い、交流をとおして楽しくほっと過ごせる活動を行う。

(コ) 介護予防推進事業（市委託事業）

65歳以上の介護保険の認定を受けていない方を対象とする介護予防健診の結果、介護予防専門教室の参加が必要とされた方を対象に、ころばん体操教室・ひと口教室・忘れん教室・女性のための体操教室・はっぴー教室を実施する。



(サ) しみずがおか居宅介護支援センター事業（法人独自事業）

市内に居住する要介護（要支援）認定者を対象に、居宅介護（予防）サービス計画等の作成をはじめ、サービス事業者等との連絡調整及び給付管理等の居宅介護支援事業を行う。

(シ) しみずがおかサービスセンター地区を対象としたニーズ調査の実施（法人独自事業）

地域のニーズを把握するための調査を実施し、課題の分析を行うとともに、しみずがおか地域を拠点とした住民主体の行動計画を策定する。

(ス) しみずがおかサービスセンターボランティア入門講座の実施（法人独自事業）

平成23年度から通所介護事業等のボランティアの養成を目的に開催してきたボランティア入門講座を引き続き開催する。また、地域のニーズ調査をもとに地域に密着した市民活動の支援を行う。

(セ) 福祉施設等職員の支援（法人独自事業）

府中市保健福祉人材センターと連携し、府中市内の福祉職員のレベルアップ支援や介護職員の国家資格取得のための養成講習を実施する。

ウ 府中市立心身障害者福祉センター管理運営事業

市内に居住する心身障害者（児）の福祉増進及び文化教養の向上を図り、併せて市民との連携を深めながら社会参加と自立を助長する事業を実施する。

(ア) 機能訓練事業

障害のある方に対し、その方の家庭及び地域生活がより充実したものとなるよう地域リハビリテーションを実施する。

(イ) 生活介護事業

身体・知的障害のある方を対象に集団活動や社会生活の場を提供することにより、個々の地域での生活がより充実したものとなるよう、作業及び生活部門を通じて支援する。

(ウ) 子ども発達支援センター事業「あゆの子」

発達に遅れや偏りのある就学前の子どもを対象に、発達相談・早期療育及び児童発達支援事業、相談支援事業（指定障害児相談支援事業）等を実施し、幼児期の発達と子育てを支援する。

(エ) 地域生活・就労支援事業「み～な」

障害のある方やその家族を支援するため、相談支援事業（指定一般相談支援事業、指定特定相談支援事業、指定障害児相談支援事業）、地域活動支援センターⅠ型事業（講座・講習会）、緊急一時入所事業、障害者就労支援事業を実施し地域の障害者（児）及び家族の地域生活を総合的に支援する。

(オ) 訪問支援事業

身体的・社会的に障害が重く通所施設の日中活動サービス等を受けることのできない障害者に対し、自宅での課題解決に向けた相談及び支援プログラムを提供することで自立の促進、生活の質の向上等を図れるよう支援する。

(カ) 給食事業

機能訓練事業、生活介護事業、子ども発達支援センター事業「あゆの子」の通所者(児)を対象に希望により給食を提供する。

(キ) 送迎循環バス運行事業

福祉センターまでの交通手段の一つとして、5台の送迎循環バスを運行する。

(ク) 施設管理業務

福祉センターの施設、設備及び物品の保守及び維持管理に関する業務を行う。

(ケ) 施設等の貸出事業

会議室、多目的室、浴室、プール(屋外)、印刷機、車いす、図書の貸出しを行う。

(コ) 全体行事

施設に通所している方を対象に交流、親睦等を目的とした、運動会及び地域住民に当施設の活動内容等についてPRを行うため、隣接する多摩職業能力開発センター府中校と共催で、南町福祉センターまつりを開催する。

(サ) 広報活動

市民、利用者及び関係機関等へ福祉センターの活動内容を広くPRするため、センター新聞「ともだち」を年3回発行する。

## 11 貸付事業

### (1) 貸付事業

#### ア 生活福祉資金貸付事業

東京都社会福祉協議会の委託を受け、低所得世帯、障害者世帯や要介護高齢者世帯に、生活の安定と経済的自立を図ることを目的に貸付けと必要な相談支援を行う。

#### (ア) 福祉資金

生業・出産・療養などの具体的な利用目的がある場合に該当する資金の貸付けを民生委員の相談援助活動により行う。

#### (イ) 教育支援資金

学校教育法に規定する高校、専門学校、大学などの授業料や入学する際に必要な入学金の貸付けを民生委員の相談援助活動により行う。

#### (ウ) 緊急小口資金

緊急かつ一時的に困窮している世帯が資金の貸付けによって、その後の生活及び償還の見通しが立つ場合に貸付けを行う。

#### (エ) 総合支援資金

収入の減少や失業などにより、生活に困窮する低所得世帯を対象に生活を立直しするための生活費及び一時生活再建費などの貸付けを行う。

#### (オ) 不動産担保型生活資金

一定の居住用不動産を有する低所得世帯及び要生活保護の高齢者世帯に対し、当該不動産を担保として生活資金の貸付けを行う。

#### イ 応急小口資金貸付事業

病気や家庭の事情などで一時的に生活が困窮した方々に対し、資金の貸付けを行う。

ウ 臨時特例つなぎ資金貸付事業

東京都社会福祉協議会の委託を受け、住居を失った離職者の方で公的給付制度又は公的貸付制度を申請している方に対して、給付金等の交付を受けるまでの生活費の貸付けを行う。

12 自主財源の確保

(1) 自主財源の確保

ア 清涼飲料水自動販売機等による販売事業を行う。

イ あらゆる機会をとらえて臨時売店を出店するなど、販売事業を拡大する。

ウ ふちゅうの福祉及びボランティアセンターニュース（全戸配布）に有料広告を掲載する。

エ ふれあい募金箱を市内の文化センターや店舗等に増設し、自主財源の確保に努める。

オ 市内の小中学校・自治会等と連携し、ペットボトルキャップ（エコキャップ）の資源リサイクルを行い、収益の確保に努める。

13 その他の事業

(1) その他の事業

ア 赤い羽根共同募金運動に協力する。

イ その他、地域福祉活動推進に必要な事業を実施する。